

## 蒲郡市公共施設里親制度(アダプトプログラム)実施要綱

### (目的)

第1条 この実施要綱は、身近な公共空間である道路、海岸、公園、河川及び緑地等(以下「公共施設」という。)の美化及び清掃について、市民が里親となってボランティアで管理する里親制度(アダプトプログラム)の実施を円滑にするために必要な事項を定める。

### (届出)

第2条 里親になろうとする者(2名以上の者がグループで里親になろうとする場合は、その代表者)は、自ら管理しようとする公共施設の区域を定め、市長に公共施設里親届(様式第1)を提出しなければならない。

2 里親になった者がこれを辞退する場合は、市長に里親辞退届(様式第2)を提出しなければならない。

### (合意書の取り交わし等)

第3条 市長は、前条の規定により里親届の提出があった場合において、その内容を適当と認めるときは、その者(2名以上の者がグループで里親になろうとする場合は、その代表者。次項において同じ。)と合意書(様式第3)を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) ボランティア活動員の名簿、活動範囲を記す図面
- (2) 年間活動報告書(様式4)

### (里親の役割)

第4条 里親の行う公共施設の美化及び清掃活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理する公共施設内の草木への水やり、除草、空き缶や散乱ゴミの収集等
- (2) 情報の提供
- (3) その他必要な活動

2 除草、収集した空き缶及び散乱ゴミ等は、原則として当該区域の属するごみ等の収集日に収集場所へ搬出する。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により処分する。

(市の役割)

第5条 市長は、里親が行う活動に対し次に掲げる便宜を図るものとする。ただし、里親標識(アダプトサイン)については活動区域内の公園、植樹帯などに設置できる場合において原則1箇所を設置することができる。なお、4名以下のグループによる里親については設置しないものとする。

(1) 下記資材の提供

ア 清掃に必要な道具類(ほうき、ちり取り等)

イ ゴミ袋、タオル等の物品

(2) 里親の全国市長会の市民総合保険への加入

(3) 里親標識(アダプトサイン)の設置(1年以上の実績がある者に限る。)

(4) その他活動に必要な便宜

2 第3条の合意書において、市民が里親として管理する公共施設の管理者が、蒲郡市以外の者であるときは、市長は、当該公共施設の管理者へその旨を通知し、事前に承諾を得るものとする。

3 市長は、里親が行う活動が特に優れていると認めるときは、感謝状及び記念品を贈ることができる。

(要綱の見直し)

第6条 要綱の内容に見直しが必要となった場合は、これを随時見直すことができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公共施設の里親の実施に関して必要な事項は、市長が定める。

2 試行中に合意した団体については、そのまま本施行に移行するものとする。

附則

この試行要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附則

この試行要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。